**貸　与　契　約　書**

【 貸 与 物 品 一 覧 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物品名 | 管理番号 | 数　量 | 備　考 |
| ・スマートフォン端末 | 1～30 | 30 | 参考価格￥35,000(税別) |
| ・SIMカード  　　　　　　上記端末内装着 | 30台 | 30 | 参考価格￥6,000(税別) |
| ・車載ホルダー | 1～30 | 30 | 参考価格￥1,500(税別) |
| ・AC充電ケーブル | 1～30 | 30 | 参考価格￥1,500(税別) |
| ・DC充電ケーブル | 1～30 | 30 | 参考価格￥2,500(税別) |

上記物品の貸与について貸付人　遊佐町長　松永　裕美　(以下「甲」という。）と、

借受人　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、除雪管理システム用の機材貸与等について、次の条件により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸借料）

第２条　甲は、上記物品を無償で乙に貸与する。

（用途指定）

第３条　乙は、貸与物品を除雪管理システム用に供しなければならないものとする。ただし、事前に甲の承認を受けた場合については、その限りではない。

（貸与期間）

第４条　貸与期間は令和７年１２月１日から令和８年３月３１日までとする。

　２ 貸与期間は延長することができる。この場合、貸与期間は甲乙協議のうえ決定する。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は、貸与物品を第３条に定める目的以外の用途に使用してはならない。目的外で発生した費用は全て乙が負担するものとする。

（原形変更の禁止）

第６条　乙は、貸与物品の原形を変更してはならない。

（権利の譲渡及び転貸の禁止）

第７条　乙は、貸与物品の使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（管理義務）

第８条　乙は、貸与物品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

２　乙は、貸付物品の使用によって第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任においてその一切を解決しなければならない。

（故障等の修理義務）

第９条　乙は貸与物品の使用にあたって故障および紛失等により除雪管理システム用に供することができない場合、速やかに甲に連絡し代替物品の申請(別紙1「代替端末申請書)をしなければならない。

　２　前項の規定による代替に要する経費(貸与物品一覧参照)は、すべて乙の負担とする。ただし機材の初期不良はこの限りではない。

（原形回復の義務）

第10条　乙は、貸与物品の原形(故障等)を破損したときは、期間満了又は契約の解除により当該物品を甲に返還する際、原形(修理)に回復しなければならない。

２　前項の規定による原形(故障等)回復(修理)に要する経費は、すべて乙の負担とする。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙がこの契約に違反した時は、この契約を解除することができる。

（契約の一時中断）

第12条　甲が必要と認めた場合は、甲乙協議の上、この契約を一時中断することができる。

（損害賠償）

第13条　乙が故意又は過失により、貸付物品をき損、滅失し、その他この契約の条項に違反したことにより甲に損害を与えた場合には、乙は甲にその損害を賠償しなければならない。

（返還等）

第14条　乙は、貸与物品を第３条の貸与目的に使用しないようになった時は、すみやかに甲に通知し返還するものとする。この場合においてはこの契約を解除するものとする。

２　乙は、貸与期間の満了または第11条および前項の定めにより甲がこの契約を解除した場合においては、甲の指示に従い、乙の費用で遅滞なく貸与物品を甲に引き渡さなければならない。

（協議）

第15条　本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき又は本契約に関し疑義が　あるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。または、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和　７年１１月２８日

貸付人（甲）

　住　所

会社名

借受人（乙）

住　所

　会社名